

豊前市産材利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊前市産材の利用を促進するため、木造住宅を新築、改築、増築又はリフォーム（以下「新築等」という。）する者に対して予算の範囲内でその建築経費を助成する豊前市産材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊前市補助金交付規則（昭和43年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに、又は既存の住宅の全部を除去し、若しくは災害等によって滅失した後、住宅（延床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの、かつ、居住の用に供する部分以外の部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないものに限る。以下同じ。）を建築することをいう。
- (2) 改築 既存の住宅（専用住宅に限る。以下この号、次号及び第4号において同じ。）の一部を除去し、又は災害等によって滅失した既存の住宅の一部を従前と同規模で建築することをいう。
- (3) 増築 既存の住宅の床面積を増加させることをいう。
- (4) リフォーム 既存の住宅の内装工事をすることをいう。
- (5) 豊前市産材 市内で生産され、製材された木材で新品のものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 建築主自らが居住するために新築等をする木造住宅で、市内において建築されるものであること。
- (2) 市長が別に指定する新築、改築及び増築に係る構造材又はリフォームに係る内装材の木材使用材積数量のうち、豊前市産材を50パーセント以上使用していること。

- (3) 新築等の施工が市内の事業者によるものであること。
- (4) 原則として、第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び第9条の規定による実績報告ができるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、補助対象住宅の建築主であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（補助対象住宅の新築等に伴い市内に転入する予定である者（以下「転入予定者」という。）を含む。）
- (2) 補助金交付の申請時に市税等の滞納がない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、新築、改築及び増築にあつては40万円を、リフォームにあつては20万円を限度額とする。ただし、市外の製材事業者を利用した場合は、新築、改築、増築及びリフォームそれぞれ算定した額の80パーセントとし、上限においても新築、改築及び増築にあつては32万円を、リフォームにあつては16万円を限度額とする。

- (1) 新築、改築及び増築 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万5千円を乗じて得た額
- (2) リフォーム 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に2万円を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊前市産材利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、補助対象住宅の新築、改築及び増築にあつてはそれぞれ新築、改築及び増築に係る契約後60日以内かつ棟上げ前に、リフォームにあつては工事着工の5日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（転入予定者にあつては、誓約書（様式第2号））
- (2) 市税等に滞納がないことを証明する書類（証明願 別紙）
- (3) 位置図，平面図及び立面図
- (4) 建設予定地の着工前の写真
- (5) 契約書の写し
- (6) 木材使用予定書（様式第3号）
- (7) 木材使用内訳書（様式第4号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は，前条の規定による申請があつたときは，速やかにその内容を審査の上，補助金の交付の可否を決定し，豊前市産材利用促進事業補助金交付決定・却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，次の各号のいずれかに該当する場合は，豊前市産材利用促進事業補助金変更等承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添付して市長に提出し，その承認を得なければならない。

- (1) 交付決定の内容を変更するとき。
- (2) 補助対象住宅の新築等を中止し，又は廃止するとき。

2 市長は，前項の規定による承認をしたときは，豊前市産材利用促進事業補助金変更等承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は，補助対象住宅の新築等を完了した日から30日以内，又は交付申請をした日の属する年度の末日までに，豊前市産材利用促進事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 使用木材証明書（様式第9号）

- (3) 木材使用内訳書
- (4) 出荷証明書（様式第10号）
- (5) 完成時の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告の書類を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査及び現地検査の結果に基づき、補助金の額を確定し、豊前市産材利用促進事業補助金確定通知書（様式第11号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条第2項の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、豊前市産材利用促進事業補助金交付請求書（様式第12号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（新築等の承継）

第13条 交付決定者の地位を承継した者は、当該交付決定者が有する補助金の交付を受ける権利を承継しようとするときは、遅滞なく豊前市産材利用促進事業承継届（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

補助金の交付を取り消し，又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか，豊前市産材利用促進事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成25年8月1日から施行する。